

小国高等学校樹木剪定及び伐採業務委託仕様書

1 一般事項

- (1) 本業務は、小国高等学校内の樹木剪定・伐採・枝等の処分の業務を対象とする。
- (2) この仕様書は、業務の基本を示すものであり、状況に応じ軽微なものであっても管理上必要なものについては、本校担当職員の指示に従い、異議なく実施するものとする。
- (3) 作業は、生徒・職員の教育活動等に支障をきたさないよう、本校担当職員と打ち合わせのうえ、施行すること。
- (4) 受託者の過失により生じた物件の棄損は、受託者の負担とする。
- (5) 通行する車両・通行人、近隣住人に安全対策等を実施する。

2 業務内容 別添位置図の樹木剪定及び伐採等の業務を行う。

- (1) 樹木剪定(強剪定)
対象樹木数 別紙内訳書のとおり
- (2) 樹木伐採
対象樹木数 別紙内訳書のとおり
- (3) 清掃・処分
刈り取った枝葉・草は速やかに処理し、特に枝葉が残らないように周辺の清掃を完全に行い学校外へ搬出して適正に処分すること。